

○辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成21年1月14日告示第1号

辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しい区域等において、住民の生命の安全を確保するため危険住宅を除却、解体又は曳家（以下「除却等」という。）して移転を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(危険住宅)

第2条 この要綱において「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域において現に存する住宅で居住しているものをいう。

(補助対象事業の補助率等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種類及び経費並びに補助金の補助率並びに限度額は、次の表のとおりとする。ただし、危険住宅に代わる住宅の建設事業であって、危険住宅に代わる住宅の建設地が町外であるものについては、この限りでない。

事業の種類	対象経費	補助率	補助金の限度額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費	対象経費の10分の10以内	780千円
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（住宅の建設又は購入に必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金の利子に相当する額	対象経費の10分の10以内	住宅の建設又は購入
			4,440千円
			土地の取得
			2,060千円
			土地の造成
			580千円

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅移転事業計画書(様式第2号)
- (2) 危険住宅に代わる住宅建設事業工事(購入)設計書(様式第3号)
- (3) 危険住宅の除却等の場所及び危険住宅に代わる住宅の位置図(縮尺2千5百分の1)
- (4) 危険住宅に代わる住宅の平面図
- (5) 危険住宅の写真(2面撮影されたもの。)
- (6) 申請する者の住民票の謄本

3 申請書及び前項各号に掲げる書類は、正副2部を作成し、補助対象事業を行う年度の6月15日までに町長に提出しなければならない。

(変更等承認申請)

第5条 規則第6条の規定により補助金等交付決定通知書を受領した後において、補助対象事業の内容を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業変更承認申請書(様式第4号)又は辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、速やかに町長に提出してその承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)によるものとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 危険住宅移転事業実施状況調書(様式第7号)
- (2) 危険住宅除却等事業費支払内訳書(様式第8号)
- (3) 前号の危険住宅除却等事業費支払内訳書に係る事業費の支払済であることを証する書類の写し
- (4) 危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (5) 危険住宅に代わる住宅の建設用地として取得した土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し
- (6) 危険住宅に代わる住宅のしゅん工写真(2面撮影されたもの。)

3 実績報告書及び前項各号に掲げる書類は、正副2部を作成し、補助対象事業を行う年度の3月10日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第7条 補助金の交付の請求をしようとする者は、辰野町土砂災害特別警戒区域危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第9号)を正副2部作成し、町長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。